



長野県報

9月3日(木)
令和2年
(2020年)
第136号

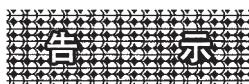
目 次

告 示

- | | |
|---|---|
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（砂防課） | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課） | 1 |

公 告

- | | |
|--|---|
| 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室） | 2 |
| 都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課） | 2 |
| 建築基準法に基づく公開による意見の聴取（建築住宅課） | 3 |
| 令和2年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施試験地及び試験会場の変更（建築住宅課） | 3 |
| 開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課） | 3 |
| 特定調達契約に係る落札者の決定（3件）（生活排水課） | 4 |



長野県告示第430号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和2年9月3日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
門前
- 2 一部について指定を解除する区域
木曽郡大桑村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曽建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県諒訪建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年9月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諒訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年9月3日

長野県諒訪建設事務所長 清水 孝二

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 払沢茅野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市宮川字六首川4276番地先から	旧	14.1～26.1	km 0.1800
茅野市ちの字八日市場3012番の11地先まで		10.8～24.3	0.2099
同上	新	14.1～26.1	0.1800

道路管理課